

麻薬取扱者免許について② (麻薬管理者・麻薬施用者・その他)

東京都保健医療局 健康安全部
薬務課 薬事免許担当

1

麻薬取扱者免許について パート2

このコンテンツでは、麻薬管理者、麻薬施用者、その他の手続方法について説明します。

目次

- 1 麻薬管理者免許証の手続きが必要なケース
- 2 麻薬施用者免許証の手続きが必要なケース
- 3 その他のケース

2

パート2では、「1 麻薬管理者免許証の手続きが必要なケース」から「3 その他のケース」について説明します。

1 麻薬管理者免許証の手続きが必要なケース

(1) 新たに麻薬管理者を設置する

(2) 麻薬管理者が交代する (2)は交代前後の手続きが必要

(3) 開設者が変更になる (3)は変更前後の手続きが必要

(個人開設→法人化、親→子へ、法人→別の法人等)

(4) 診療施設が移転する

(4)仮移転する場合は、【仮移転の前後】、
【本移転の前後】の手続きが必要

(5) 業務所の名称、住所表示の変更

(6) 氏名変更、自宅住所の変更 (スライド14)

3

1 麻薬管理者免許証の手続きが必要なケース

麻薬管理者免許証の手続きが必要なケースについて、説明します。

麻薬管理者免許証の手続きが必要になるケースを(1)から(6)まで挙げています。

このうち、(1)から(4)のケースは新規申請が必要なケース、(5)及び(6)は記載事項変更届が必要なケースとなっています。

(6)については麻薬施用者と同じ手続きですので、「2 麻薬施用者免許証の手続きが必要なケース」の中で説明します。

(1) 新たに麻薬管理者を設置する

- 新たに開設する診療施設に麻薬施用者を2名以上設置する
- 麻薬施用者が1名であった診療施設の麻薬施用者が2名以上になる

(※ 従たる施設として記載されている麻薬施用者も人数に含まれます)

①麻薬管理者免許申請

- 麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写
- 申請手数料 4,600円
- 診療所等開設届（1枚目）の写(※)

(※ 新たに開設した診療施設や初めて麻薬診療施設として申請する場合は、開設届の写も必要です)

4

(1) 新たに麻薬管理者を設置するケースです。

新たに開設する診療施設に麻薬施用者が2名以上いる場合

麻薬施用者が1名であった診療施設の麻薬施用者が2名以上になる場合

は、麻薬管理者免許の申請が必要になります。

なお、麻薬施用者の人数には、従たる施設として登録している麻薬施用者も含まれるので、ご注意ください。

必要書類は①のとおり、麻薬管理者免許申請書、医師等免許証の写し、申請手数料になります。

新たに開設した診療施設や、初めて麻薬診療施設として申請する場合は、開設届の写しも必要になります。

(2) 麻薬管理者が交代する

①交代日前に後任者の麻薬管理者免許申請

- 麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写
- 申請手数料 4,600円

②交代日から15日以内に・・・

- 前任の麻薬管理者業務廃止届
- 前任の麻薬管理者免許証（原本）

5

(2) 麻薬管理者が交代するケースです。

①後任の麻薬管理者免許申請に加え、②前任の麻薬管理者業務廃止届、前任の麻薬管理者免許証の原本が必要になります。

後任の麻薬管理者免許申請から交付までの期間は、窓口申請の場合で、2から3週間ほどかかるため、後任の管理者に交代する2から3週間ほど前に申請していただく必要があります。

なお、日にちを遡って免許を取得することはできませんので、ご注意ください。

次のスライドで図表で説明します。

手続きスケジュール例（4/1交代の場合）

☆窓口の場合

（例）3月カレンダー

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

毎週火～月窓口申請受付
⇒第2週目の水曜日交付
※交付日が祝日の場合は前後の開庁日

☆郵送の場合

（例）3月カレンダー

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

毎週月～金（必着）申請受付
⇒第3週目の水曜日交付
※交付日が祝日の場合は前後の開庁日

※窓口受付、郵送申請で
め切が異なりますので、
ご注意ください。

普通為替到着日
により交付日が翌
週以降になる可
能性がありますの
でご注意ください

〈事前に〉

- **後任の麻薬管理者免許申請**

〈管理者交代後15日以内に〉

- **前任の麻薬管理者の廃止**
- **開設者変更・移転の場合：麻薬の手続き（麻薬所有届等）**

手続きに必要な書類は、東京都ホームページでご確認ください。

6

ここでは、交代日が4月1日である場合のスケジュールを説明します。

例の場合、4月1日の管理者交代にあたり、事前に免許をお渡しできる最後の交付日が3月31日となります。

3月31日に交付を受けるためには、窓口では前の週の月曜日3月22日までに申請していただく必要があります。

また、郵送申請の場合は、3月12日の金曜日必着で送付していただく必要があります。

免許希望日がある場合は、申請の際に希望日をお知らせください。

ただし、免許希望日を遡及することはできません。

また、郵送の場合は、都が手数料を受領した日以降でないと、免許希望日を指定できませんので、ご注意ください。

なお、この例に限らず、麻薬管理者の交代が決まった場合には、余裕をもって、申請してください。

また、交代前の申請が直前になってしまう場合は、薬事免許担当までご相談ください。

(3) 開設者が変更になる

(個人開設→法人化、親→子へ、法人→別の法人等)

①変更日前に、開設者変更後の麻薬管理者免許申請

- ・麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- ・医師等免許証の写
- ・診療所等開設届（1枚目）の写
- ・申請手数料 4,600円

提出予定のもの。
後日、
保健所等の受付印
があるものの写しを
提出

②開設者変更日から15日以内に・・・

- ・開設者変更前の麻薬管理者業務廃止届
（※麻薬管理者免許証（原本）の裏面に
業務廃止届があります（直接記入可））
- ・開設者変更前の麻薬管理者免許証（原本）
（・受付印のある診療所等開設届（1枚目）の写）

7

(3) 開設者が変更になるケースです。

開設者が変更になる場合、親から子へ代替わりする場合等がこちらに該当します。

麻薬免許証に関する書類は先ほどの「(1) 新たに麻薬管理者を設置するケース」の必要書類と同様です。

診療施設等の開設届の写しは、保健所等への提出が済んでいない場合、申請の際は、提出予定の案文でも構いません。

案文で申請された場合は、保健所等での届出が終わりましたら、すみやかに受付印のある開設届の写しの提出をお願いします。

新しい免許証は、受付印のある開設届の写しの提出がないとお渡しできませんので、ご注意ください。

なお、開設者変更の際に診療施設の名称や所在地のビル名表記などが変更している場合、麻薬施用者免許については、記載事項変更届が必要になります。

麻薬施用者には、従たる施設として記載されている麻薬施用者も含まれますので、漏れがないように、すべての麻薬施用者免許証の変更を行ってください。

開設者が変更になるときは・・・

麻薬の手続き（麻薬所有届等）も必要です！

③開設者変更日から15日以内に・・・

■麻薬を所有していない場合

- ・麻薬所有届
- ・麻薬管理者の届の写（直近のもの）

50日を超えると
不法所持となります

■麻薬を所有している場合

- ・麻薬所有届
- ・麻薬譲渡届（①変更後50日以内に譲渡 ②譲渡から15日以内）
- ・麻薬帳簿
（麻薬廃棄届、廃棄する麻薬・・廃棄がある場合のみ）

8

(3) 開設者が変更になるケースのつづきです。

開設者が変更になるときは、麻薬所有届等の麻薬の手続きが必要になります。

開設者が変更になった後、15日以内に麻薬所有届等の提出をお願いします。

麻薬を所有しており、開設者変更後の診療施設に麻薬を引継ぐ場合は、麻薬所有届、麻薬譲渡届、麻薬帳簿が必要になります。

一つ前のスライドの(3)②の麻薬管理者業務廃止届、麻薬管理者免許証の原本と一緒に持ちください。

麻薬を新たな開設者に譲渡する場合は、開設者変更後50日以内に行い、譲渡から15日以内に麻薬譲渡届により届け出てください。

法律の規定により、開設者変更後、変更前の開設者が50日を超えて麻薬を所持していると、不法所持になります。

また、麻薬を廃棄する場合は、事前に届け出が必要です。

麻薬廃棄届、廃棄したい麻薬、及び麻薬帳簿を都庁薬務課の窓口にお持ちください。

(4) 診療施設が移転する

移転前の診療施設と、移転後の診療施設は別の施設のため、
移転後の診療施設には、新たに麻薬管理者の申請が必要です！

① 移転前に移転後の診療施設の麻薬管理者免許申請

- ・ 麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- ・ 医師等免許証の写
- ・ 診療所等開設届(1枚目)の写
- ・ 申請手数料 4,600円

提出予定のもの。
後日、
保健所等の受付印が
あるものの写しを提出

② 移転後から15日以内に・・・

- ・ 移転前の診療施設の麻薬管理者業務廃止届
- (※ 麻薬管理者免許証（原本）の裏面に業務廃止届があります（直接記入可）)
- ・ 移転前の診療施設の麻薬管理者免許証（原本）

9

(4) 診療施設が移転するケースです。

移転する場合の必要書類等は、ひとつ前の(3) 開設者が変更になる場合と同様です。

ふたつ前の(2) 麻薬管理者が交代する場合で示した交代日を移転日と考え、早めに申請し、移転後に麻薬所有届等の麻薬の手続きを忘れないようにご注意ください。

移転するときは・・・

麻薬の手続き（麻薬所有届等）も必要です！

③移転後15日以内に・・・

■麻薬を所有していない場合

- ・麻薬所有届
- ・麻薬管理者の届の写（直近のもの）

50日を超えると
不法所持となります

■麻薬を所有している場合

- ・麻薬所有届
- ・麻薬譲渡届（①移転後50日以内に譲渡 ②譲渡から15日以内）
- ・麻薬帳簿
（麻薬廃棄届、廃棄する麻薬・・・廃棄がある場合のみ）

10

移転するときも（3）の開設者が変更になるケースと同じ手続きが必要です。

(5) 業務所の名称、住所表示の変更

(3)開設者変更、(4)移転ではなく

『近隣に似た診療施設があるため名称のみを変更する』

『役所から住居表示変更のお知らせが来た』

『建物名が変更になった』

等によるものです。

①変更日から15日以内に・・・

- 麻薬管理者免許証記載事項変更届
- 麻薬管理者免許証（原本）
- 開設届出事項一部変更届の写

11

(5) 業務所の名称、住所表示の変更のケースについてです。

診療所等開設届を新しく出す必要がなく、開設届出事項を変更した場合などが該当します。

この場合は新規申請ではなく、麻薬管理者免許証の記載事項変更届が必要になります。

2 麻薬施用者免許証の手続きが必要なケース

- (1) 新たに麻薬を施用 (新規申請)
- (2) 氏名変更、自宅住所の変更
- (3) 麻薬を施用する施設を変更・
追加・廃止する (主たる業務所、従たる施設)
- (4) 診療施設の移転、名称変更
- (5) 都内では麻薬を取り扱わない

12

2 麻薬施用者免許証の手続きが必要なケースです。

(1) は新規申請書を申請するケース、(2) から (4) は記載事項変更届を届出るケース、(5) は廃止届を届出るケースです。

1 から順番に説明させていただきます。

(1) 新たに麻薬を施用する（新規申請）

- 麻薬施用者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写し
- 申請手数料 4,600円
- 診療所等開設届（1枚目）の写（★）

★麻薬業務所でない診療施設（麻薬管理者、施用者とも1人もいない）で新たに麻薬施用者の申請をする場合は、提出が必要です。

13

（1）新たに麻薬を施用するケースです。

都内で麻薬施用者免許を持っておらず、新たに免許を取得する場合は、新規の申請が必要になります。

また、申請書の従たる施設は、麻薬を施用する予定の施設のみ記載してください。

次に、医師免許証の写しについてです。

医師免許証の交付申請中で、手元に医師免許証がない場合は、免許証の代わりに発行される登録済証明書でも構いません。

ただし、登録済証明書には、有効期間があります。

申請の時に、有効期間内であるかを確認してください。

また、麻薬業務所でない診療施設で新たに麻薬施用者の申請をする場合は、診療所等開設届の写しが必要です。

(2) - ① 氏名の変更（麻薬管理者も同様）

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
 - 麻薬施用者免許証（原本）
 - 氏名変更がわかる書類（下記いずれか）
 - * 戸籍謄本（抄本）の原本
 - * 書換え済の医師等免許証の写し
- ※ 帰化等の場合は上記2点とも提出

旧姓併記が
できます。

(2) - ② 自宅住所の変更（麻薬管理者も同様）

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）

14

(2) ①氏名の変更のケースです。

氏名が変わる場合には、変更がわかる書類として、戸籍謄本または抄本の原本、もしくは変更後の医師等免許証の写しのいずれかが必要になります。

また、希望される場合は、麻薬施用者免許に旧姓を併記することができます。旧姓併記を希望する場合、記載事項変更届には変更前の氏名の項目に旧姓を、変更後の氏名の項目に新姓の後ろにかっこ書きで旧姓を記載してください。

そして、届出の下の方にある申請者氏名の欄にも新姓の後ろにかっこ書きで旧姓を記載してください。

また、変更の事由が帰化等の場合は、医師等免許証の番号が変わるため、戸籍謄本（抄本）原本と変更後の医師等免許証の写しの両方の書類が必要になります。この場合、変更後の医師等免許証の番号を登録させていただきます。

次に、(2) ②自宅住所の変更のケースです。

こちらは、記載事項変更届と麻薬施用者免許証の原本が必要になります。

(3) - ① 麻薬を施用する施設の変更

(主たる業務所)

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）
- 診療所等開設届(1枚目)の写※
※麻薬業務所でない診療施設（麻薬管理者、施用者とも1人もいない）を主たる業務所とする場合は、提出が必要です。

(3) - ② 麻薬を施用する施設の追加・廃止

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）

★従たる施設に麻薬管理者が設置されていない場合は、追加できません！

15

(3) ① 麻薬を施用する施設を変更するケースです。

必要な書類は、スライドのとおりです。

診療施設において、初めて麻薬管理者若しくは麻薬施用者を設置する場合は、診療所等開設届の写しが必要になります。

また、申請者が医師の場合、書類送付の都合上、窓口で医師会加入の有無を伺っておりますので、ご協力をお願いします。

麻薬施用者が2名以上になる場合は、管理者を設置しなければなりません。

麻薬施用者の業務所を変更する場合、移動先の麻薬取扱者免許取得状況をご確認ください。

業務所の変更の場合、異動前と異動後どちらの診療施設が書類を提出していただいても構いません。

診療施設間で、調整の上ご提出ください。

(3) ② 麻薬を施用する施設の追加・廃止のケースです。

麻薬を施用する施設として、従たる施設を追加する場合、従たる施設に麻薬管理者が設置されていない場合は、追加できません。

追加先の麻薬取扱者免許取得状況をご確認ください。

(4) 診療施設の移転、名称変更

- ・麻薬施用者免許証記載事項変更届
- ・麻薬施用者免許証（原本）

★移転・名称変更後、15日以内に手続きをしてください。
★麻薬管理者を設置している診療施設は、移転・名称変更前（事前）に麻薬管理者免許申請の手続きをしてください。
（※ただし、名称変更については、診療施設を廃止する場合に限る。）

(5) 都内では麻薬を取り扱わない

- ・麻薬施用者業務廃止届
（※麻薬施用者免許証（原本）の裏面に業務廃止届があります（直接記入可））
- ・麻薬施用者免許証（原本）

★既に麻薬管理者が業務廃止していて、現在、施用者が1名になっている場合は、麻薬の手続きも必要になります。
必要書類・・・スライド8or10

16

(4) 診療施設の移転、名称変更のケースです。

必要書類は、麻薬施用者免許証記載事項変更届、麻薬施用者免許証の原本です。

移転・名称変更後、15日以内に手続きをしてください。

なお、麻薬管理者を設置している施設は、移転・名称変更前（事前）に麻薬管理者免許申請の手続きをしてください。

ただし、管理者免許申請が必要な名称変更は、診療施設を廃止する場合に限ります。

診療施設の廃止を伴わない名称変更は、事後の変更届出になります。

(5) 都内では麻薬を取り扱わないケースについてです。

施用者が都内で麻薬を使わなくなる場合、業務廃止届を必ずご提出ください。

また、従たる施設がある場合は、廃止届を提出してしまうと、その従たる施設でも麻薬を施用できなくなりますので、ご注意ください。

廃止届を提出する場合は、主たる業務所で使用しないことだけでなく、従たる施設を含めて都内で麻薬を取扱わないことを確認してから届出を行ってください。

廃止届は廃止後、15日以内の提出となります。

そのため、業務廃止年月日が届出日より後の日付になっている業務廃止届は受付することができません。

必ず廃止後に届出してください。

3 麻薬関係の手続き その他のケース

●閉院する

●今後業務所で全員麻薬を取り扱わない

閉院後または
麻薬を取り扱わなくなった日から15日以内に

- 麻薬管理者の業務廃止
- 麻薬施用者の業務廃止または記載事項変更
- 麻薬の手続き（所有届、譲渡届、廃棄届等）

麻薬は都内の麻薬業務所に譲渡が可能です

50日を超えて麻薬を所持していると不法所持となります

17

3 麻薬関係の手続き その他のケース

麻薬業務所でなくなる場合は、麻薬管理者の業務廃止届、麻薬施用者全員の業務廃止届、もしくは記載事項変更届を提出していただく必要があります。

施用者は、従たる施設として登録されている方も含めた施用者全員分の届け出が必要になります。

また、開設者の変更や移転するケースと同様に麻薬所有届等の麻薬の手続きも必要です。

■ 「麻薬等取扱者のページ」

都内で麻薬等を業務上取り扱う方向けのページです。
東京都からのお知らせ、各種手引き等を掲載しています。

<https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

検索サイトで「東京都 麻薬取扱者」と検索してください。

■ 「申請様式ダウンロードサービス」

麻薬取扱者免許関係の様式を掲載しています。

https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo/index.html

検索サイトで「東京都保健医療局 申請 ダウンロード」と検索してください。

18

申請様式はホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

麻薬取扱者免許について パート2の説明は以上で終了です。

継続手続き、手続き（その他）、よくある問合せについて パート3をご覧ください。